

福岡市公報

令和2年5月28日 第6677号(別冊4)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○福岡市特別職職員の期末手当に関する規則の一部改正(第70号)	1
○福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(第71号)	1
○福岡市国民健康保険条例施行規則の一部改正(第72号)	2

規 則

福岡市特別職職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和2年5月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第70号

福岡市特別職職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡市特別職職員の期末手当に関する規則(昭和43年福岡市規則第85号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和2年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 令和2年6月に支給する期末手当の額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、市長にあつては基準額に100分の100を、副市長にあつては基準額に100分の50を、その他の者にあつては基準額に100分の30をそれぞれ乗じて得た額を減じて得た額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を制定し、ここに公布する。

令和2年5月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第71号

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年福岡市条例第36号）は、令和2年6月1日から施行する。

福岡市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和2年5月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第72号

福岡市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市国民健康保険条例施行規則（昭和34年福岡市規則第59号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した給与等の支払を受けている被保険者等に係る傷病手当金支給申請）

2 条例附則第50項の規定による傷病手当金の支給を受けようとするときは、傷病手当金支給申請書に同項に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は発熱等の症状があり当該感染症に感染したことが疑われることにより、労務に服することができなかつたことを証明する書類を添えて提出しなければならない。

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。